

【目的】

第1条

この規定は日本ウイングエクステンション協会(以下協会という)会員について必要な事項を定める。

【会員】

第2条

協会の目的に賛同し、入会し協会の活動を支援する者を会員とする。

【入会および入会金】

第3条

会員として入会するには、有限会社プリアンファが運営するスクール(以下弊社スクールという)又は弊社と提携しているスクール(以下提携スクールという)の修了証番号の提示が必要である。

又、これらの番号を所持していない者は、協会の実施するレベルチェック予備セミナー(以下予備セミナーという)の受講を申し込み、受講費を納入すれば、入会が可能になる。

第4条

入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

- ・ 過去に本規程違反等で除名処分を受けたことがある場合
- ・ 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合
- ・ 協会の定めるポリシーに賛同できない場合

【義務】

第5条

会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

会員は住所、氏名や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

【権利・義務の始期】

第6条

会員としての権利は、前項の入会手続きが完了した時に発生するものとする。総会への参加および総会での議決権の行使については、毎年3月31日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする。

【会員譲渡の禁止】

第7条

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

【私的利用の範囲外の利用禁止】

第8条

会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

【会員資格の喪失】

第9条

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- ・ 協会に所定の退会届を提出したとき。
- ・ 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- ・ 弊社スクール、提携スクール卒業生以外の者で、予備セミナーの費用を納入して入会資格を得ている場合、その後当該セミナーの課程を修了しなかったとき。

【入会金および会費の返還】

第10条

定款に定める、退会・資格の喪失・除名等のいかなる事由であっても、既に納入した受講費等は一切返還しない。

【再入会】

第11条

第9条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

【除名】

第12条

会員が定款や本規程の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の議決により会員を除名することができる。

会費規程

1. 協会の入会に必要なセミナーの受講費用は以下のとおりとする。(弊社スクール、提携スクール卒業生以外の者)

* レベルチェック予備セミナー 受講費:18,000円

2. 弊社スクール、提携スクール卒業生は入会に上記セミナーの受講を必要としないものとする。

3. 1の該当者は、受講費用を納入すれば即時仮入会ができる。

ただしその後セミナーの課程を修了しなければ、会員資格は喪失するものとする。